

令和6年5月20日

刈谷市水道事業及び下水道事業審議会会長 様

刈谷市長 稲垣 武

今後の事業経営のあり方について（諮問）

刈谷市水道事業及び下水道事業審議会条例（令和6年条例第16号）第3条第3号の規定に基づき、下記のとおり貴審議会に諮問いたします。

記

1 諮問事項

今後の事業経営のあり方について

2 諮問の趣旨

安心、安全な水の安定供給、公衆衛生の向上など水道事業及び下水道事業は、市民生活を支える都市基盤として将来にわたり重要な役割を果たしていかなければなりません。

しかし、料金収入等の増加が見込めない一方で、老朽管路の更新や施設の耐震化に多額の費用が見込まれるなど、取り巻く経営環境は厳しいものとなっています。

つきましては、将来にわたり健全な経営を図るため、今後の事業経営のあり方について、貴審議会の意見を賜りたいと存じます。

連絡先 水資源部水道課総務係

電 話 0566-62-1028

F A X 0566-23-2087

電子メール suidou@city.kariya.lg.jp